



## 令和2年第1回野洲市教育委員会定例会

令和2年1月22日

【西村教育長】 それでは、これより令和2年第1回野洲市教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席委員は全員ですので、定足数に達しております。会議は成立ということでございます。

次に、日程第1、会期の決定についてですが、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

次に、日程第2、令和元年第15回野洲市教育委員会定例会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、令和元年第15回野洲市教育委員会定例会議事録は承認されたものと認め、後ほど立入委員と南出委員にご署名をお願いします。

次に、日程第3、令和2年第1回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員についてですが、議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、瀬古委員と南出委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

次に、日程第4、教育長事務報告に移ります。私より報告いたします。

先月の12月18日から昨日まで、1月21日までの報告について、別紙をご覧ください。

12月22日、若鮎駅伝大会というのが野洲川河川公園のグラウンドで行われました。これは確か7回目だったと思います。県内の障がい者の駅伝大会です。養護学校の高等部の生徒さんを中心にチームを組んで駅伝大会を行っております。女子は4人で1チーム、一人1,000メートルですね。男子は5人で1チーム、一人1,500メートルというふうな形で出場されます。河川公園の指定管理をしていただいています、YASUほほえみクラブが中心となって、いろんな団体が実行委員会をつくりまして行われている大会です。今年度は一般の4チームを含めまして36チームの参加ということで、たくさん出場をいただいています。

あとはご覧いただいたとおりです。次に24日をご覧ください。選手激励会というのがありました。これは岩井壮太さん、今八幡商業高校の1年生なのですが、SUPカヌーといまして、立ってサーフボードのようなものをパドルで漕いでいくというスポーツで、全国4位、近畿で優勝されたというものです。そういうカヌーの非常に力をもった選手がおられましたので、応接室で激励会を行いました。

それから、ずっと下の方にいきまして、1月9日三上小学校、学校訪問と書いていますね。これは私が三上小学校へ伺いまして、当日は左義長体験というものを地元の学区応援団の方々を中心にされていましたが、その後、その日のメインがタイムカプセル開梱式というのをされました。ちょうど20年前が100周年だったのですが、三上小学校100周年を記念

して、その当時の子どもさんがタイムカプセルを埋められたのです。それを20年ぶりに掘り起こすということで、式典が行われました。卒業生、当時の6年生が7人来られまして、一人ずつ自分の作文もありましたので、それを読んだりとか20年前の自分はどうかだったかなど、6年生の子どもさんの前で意見を出されたりしていました。

それから、1月10日からは教職員の人事ヒアリングといいまして、3月末で県費の教職員は市域をまたいで人事異動があるのですが、それに向けて校長先生から本人の希望でありますとか、いろんな条件を聞くようなヒアリングをずっとやっています。校長先生からお聞きした話をもとに、今度は県教委の人事主事という方がおられますが、その方が来て校長と教育委員会で論議をするというのがあります。県教委人事主事訪問というのが3回くらい入っていると思いますが、それを行っています。

それから、裏側の上の方、「はたちの集い」というのがありました。いわゆる成人式ですが、1月13日、野洲市内の二十歳になる人たちは534名、住民としては登録されています。そのうちの参加者が415名で77.7%。これは1年前に比べると2ポイントほど高くなっています。去年が75.6%でしたので少し高くなっています。

それから下の方ですが、1月20日ですね。一昨日ですが、いじめ問題専門委員会というのを行っています。これは年2回、学校等で起きたいじめ問題に関しまして、専門家の助言をいただくという会議です。専門家は全部で5名、法律の専門家は弁護士です。それから、心理の専門家は大学の先生です。それから、福祉の専門家は県のスクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーというのをされている方に入っています。それから教育の専門家、これは本市の校長のOBで、県の教育相談員をされている方です。もう1名は学識経験者ということで、佛教大学の副学長にも入っていただいて、半年に1回開いて学校や園でのいじめ問題等が起きた時の対応や学校・園がどういう方向でやっていくべきかということの助言をいただく会議がありました。

以上で終わりたいと思いますが、何かご質問等ございますか。

よろしいですか。ないようですので、次に日程第5、付議事項(1)、議案に移ります。

議案第1号、野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例について、事務局より説明をお願いいたします。

川端次長、お願いします。

【川端教育部次長】 教育部、川端でございます。

それでは、議案書1ページ、議案1号、野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例について、意見を提出するものでございます。

提出理由といたしましては、学校に行けない、または行きにくい児童生徒とその保護者を対象に、学校復帰につなげるための家庭訪問型学習支援事業を本年4月から実施するに

あたり所要の改正を行うものです。

2 ページが改正文となっております。

議案関係資料の 1 ページをお願いいたします。改正部分の新旧対照表となっております。

本条例改正では、第 4 条に規定いたしておりますセンター業務の中に、「家庭訪問型学習支援に関すること。」を第 4 号として追加いたします。

なお、第 1 条では、センターの名称に市名の記載がなかったことから、今般、併せて改正を行うものでございます。

資料の 2 ページをお願いいたします。本事業の概要でございます。

まず、事業概要といたしましては、先ほども申し上げましたように、学校に行けない、または行きにくい小中学生とその保護者を対象に学校復帰、社会的自立につなげるため、家庭を主な支援場所として行う訪問型の学習支援となっております。対象は学校長から支援依頼があった、学校にも適応指導教室、ドリームでございますが、そこにも行けない小中学生とその保護者。支援の内容としては、訪問教育指導員 2 名が自宅等を訪問し、学校復帰、社会的自立に向けてのきっかけづくりを目的に、学習、生活改善、教育相談などを中心に学習・自立支援を行います。

なお、支援する過程で不登校に至る要因が家庭にある場合や家庭における生活上の諸課題が明かになれば、SSWや本市の市民生活相談課など関係課につなぎ、現行制度を利用しながら連携をはかり、背後にある問題の解決に努めることになっております。

支援の時間と回数につきましては、一人 1 回、概ね 3 時間以内で週 1 回を原則とし、出席日数にカウントをいたします。授業の実施回数は記載のとおりでございます。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第 1 号について、ご質問等ございませんか。

瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 不登校対策として非常にいいことだと思います。ちょっとお聞きしたいのですが、学校長から支援依頼があって、学校にも適応指導教室にも行けない小中学生を対象に、二人のペアで動く教育指導員を配置するということですね。そうすると、この対象になる児童生徒、保護者をどのように見積もっておられるのか、また年間二人一組で対応するということですが、そのあたりはどのように見積もっておられるのかお聞きします。

【西村教育長】 教育部長。

【杉本教育部長】 すみません。相談センター所長が別件で出ておりますので、かわってお答えをいたします。

見積に関しましては、小学生 3 名、中学生 3 名の計 6 名を昨年度の実績から抽出しまして、その準備でやるという予定です。あと、さまざまな課題があるかとおっしゃったように見積もりがあるのですが、物理的には週 8 人見られることとなりますので、この辺で柔軟にケースごとに合わせて対応していただこうと思っております。野洲市としては初め

てのケースですので、他市等の例を見ながら今後の制度設計をしっかりとしていこうと思っている次第です。

以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 そうすると、対象者数に対して一応現時点では余裕を持った体制になると、そういう理解でよろしいですね。

【西村教育長】 杉本部長。

【杉本教育部長】 そのつもりでつくっておるのですが、現実には徐々に対象者が増えていますので、スタートした時点ではそれが足りるかどうかというのは、ちょっと明確には答えられない状況です。増えていることだけは確かです。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 はい、結構です。

【西村教育長】 よろしいですか。ほかにご質問等。教育部長。

南出委員、どうぞ。

【南出委員】 先ほどの内容に近いのですが、学校に行けないため、または行きにくい生徒さんで、かつ学校長からの依頼があった場合ということですが、その場合、該当する保護者とか行かれていない子どもさんが希望されている場合なのですか。

【西村教育長】 杉本部長。

【杉本教育部長】 前提として学校も、適応指導教室も受けていないということですので、全く学校にも行けていない児童生徒ということが対象になっております。本人がある程度学校に行けているからこれを受けたいというのは対象にはなりません。

【南出委員】 希望というのは対象にならないのですか。

【杉本教育部長】 はい、希望はならないです。来られていないことが前提になりますので、来られない子どもさんは全員対象になります。

【西村教育長】 南出委員、どうぞ。

【南出委員】 来られてないのですが、そうして訪問してもらうことに対して、それを希望されているのかどうかというのをお聞きしたのです。

【西村教育長】 杉本部長、お願いします。

【杉本教育部長】 これは学校長が判断することですので、学校長がそれを判断して依頼をします。学校長としては、希望しようが、希望しまいが、来てない方に行ってくださいとお願いするということになりますので、本人の希望があってもなくてもこの事業は対象になるということです。

ただ、子どもだけではなくて、この事業の特徴といたしましては、保護者の方へのケアというのも大事だと。1日3時間、子どもに勉強ばかり教えているわけではなくて、保護者の不安であったり、家庭にある背景を見出すことがとても大事ですので、明らかに問題ははっきりしているものは解決ができますが、何となく学校に行けないというのがほとんど

です。起立性調節障害とか言われているのですが、この内容がもし家庭に原因があるのであれば、この問題を取り除くために、その下の図、2 ページの図があるのですが、ケースワーカーであったり、カウンセラーであったり、SSWなんかが特に関わっていて、もし問題があれば福祉のほうにつなげていくということですので、子どもの学習支援のみならず、親の支援もここに含まれているとご理解いただきたいと思います。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 1 号、野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 はい、賛成全員であります。よって、議案第 1 号は可決されました。

次に、(2)協議事項に移ります。令和 2 年度野洲市の教育方針（案）について、事務局より説明をお願いします。

杉本部長、お願いします。

【杉本教育部長】 令和 2 年度野洲市教育方針についてでございます。実は私も今が初見でして、なかなか説明はしにくいのですが、ほぼ去年と同じ状態で教育長のほうにつくっていただきました。

まず最初には、例年のごとく作文を入れていただきまして、次に 2019 年を振り返ってということで、2019 年度にありましたことをリフレインいたしました。まず学校・園ということで、人権教育の特別支援教育の推進、これは地域の中の数字というのは、地域事業への参加についての実施率、非常に野洲市が高かったということ。それと、②のいじめ重大事態を踏まえてということなのですが、これは一昨年ございましたいじめ重大事態についての反省と、その後の方針というのを書いていただきました。とりあえず組織的に対応を進めていくことができたということを書かせていただいております。それと不登校の課題、先ほどの議案にもありましたように、野洲市は非常に不登校が高い状態である、引き続き多いということもここに傾向を表せていただいております。次に学力の 2 極化、そして職員の資質の向上、ハード面の方針。これは主に ICT 教育の中で大型モニターの設置であったり、パソコン教室のコンピューターの設置等を書かせていただいております。(2)で家庭や教育、地域教育力の向上化、②で家庭教育の推進とその他の支援ということで書かせていただいております。(3)が生涯学習と生涯スポーツということで、昨年度振り返りをさせていただきます。次の 4 ページの 2020 年度の具体的な施策ということでございますが、これから始まります来年度の施策について書かせていただいております。

まだ予算が確定してないので、内容的には決まったものではないのですが、大体ここに書いている内容のことを実行していきたいと思っています。先ほどありましたように、不登校の児童生徒の支援対策が来年は新しい事業としてかなりの力を入れてやっていきたいなと思っています。それと、給食費徴収事務を学校教育課で一元的に行うということで、

今まで未払いであったり、滞納であったり、そういうものをこれからしっかりと解消していきたいと考えております。

3番目なのですが、学校のプールが非常に老朽化してまいりました。新しいプールをつくらうと思うと、1億円から1億5,000万円ほどかかってまいります。実際には1ヶ月程度の利用しかないというのですが、これの集約化を図れないかということで、新しくできます篠原の余熱利用施設のプールで野洲小学校ですが、試験的に授業をやっていけないかということで、今研究をやっておる最中でございます。

あと、書いてあることをご覧いただきたいと思います。

5ページの(2)、地域・家庭など。こちらも家庭教育とかが問題になっておりますので、そういうものの事業について書かせていただいております。大岩山古墳群であったり、永原御殿などの公有化などもこちらに書かせていただいております。

とても簡単で申し訳ないのですが、中身についてはまた各委員、ご熟読いただきまして、また指摘等ございましたら教育総務課のほうにお伝えいただきたいと思います。スケジュールとしましては、本日協議事項として定例教育委員会に付議した後、1月31日に教育委員会の各所属が校正をいたします。それで、2月3日月曜日には各所属課の校正後のデータを教育委員に配布する予定でございます。その後、市長の内示がございますので、それを受けて2月7日教育委員の皆さん、もう一度申し訳ないのですが、校正期限を設けておりますので、ここから内部で手直しをさせていただくというところでございます。それ以降、庁内手続きを経まして、2月10日に教育委員への配布、2月14日の定例教育委員会にて議決を得たいと考えております。最終的には2月26日の2月議会の初日に教育方針表明をする予定でございます。大変簡単ではございますが、以上報告といたします。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました協議事項について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。また、これから期間がございますので、こういうのはどうかというご意見等をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に日程第6、報告事項に移ります。

次第には記載がありませんが、追加として報告事項⑦、令和元年度小中学校ICT推進の取り組みについてがあります。資料はお手元に配布しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、報告事項①、野洲市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について、事務局より説明をお願いします。

小池主席参事、お願いします。

【小池学校教育課主席参事】 学校教育課、小池です。

それでは、野洲市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について報告をさせていただきます。

初めに、報告事項として冊子をお配りさせていただいておりますが、この内容につつま

して、一部誤りがありましたので、本日追加で報告事項①として別冊でお渡しをさせていただきます。差替えのこの内容で説明をさせていただきます。

この改正につきましては、昨年 3 月に国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学援助費交付要綱の改正が行われたことから、市の支給要綱も改正を行うものでございます。

主な改正内容は、児童生徒の卒業時に係る費用のうち、卒業アルバム及び卒業記念写真等の購入費について補助対象費目に追加することとしたものでございます。また、これと併せまして、これまで学校給食費を各学校で徴収していたものを本年 4 月から市が徴収することによる改正及び他法、国民年金保護法に基づく文言修正がございましたので、これを修正しています。

めくっていただきまして裏面の新旧対象表で順にご説明を申し上げます。まず、第 2 条の表中で、援助費の対象経費に種別、卒業アルバム等、内容に小学校または中学校を卒業する児童または生徒に対して、通常、制作する卒業アルバム及び卒業記念写真、またはその購入費を追加するものでございます。

続きまして、第 4 条、給付対象者の第 2 項第 1 号で、卒業アルバム代等を追加しております。その次のページ、同じく第 4 条第 2 項 1 号で卒業アルバム代等を追加しております。

その次のページ、同じく第 4 条第 2 項 2 号のオで、これまでの保険料の「減免」という表現をしておりましたが、国民年金保険法に準じまして、保険料の「免除」という表現に修正をしております。

続きまして、第 9 条給付保護の 5 項で、先ほどと同様に卒業アルバム代を追加しております。

また、第 6 項では学校給食費について、これまで学校長に対して給付していたものを市で徴収することとなったため、市長に変更をするものでございます。

それと、元の報告事項の冊子に戻っていただきまして 5 ページ以降になります。この要項の各種様式でございます。

まず、6 ページの別紙 1 の裏面、援助費給付申請書の注意書きの 4 番 6 号で、「減免」という表記を 9 ページのとおり、「免除」という表記に変更しています。

また、6 ページの給食費の「振込口座学校長」を 9 ページの下線部、「市が指定する口座」に変更しています。

また、7 ページの口座振替依頼についても同様に、それぞれ 7 ページ、10 ページのほうに変更させていただきます。

改正内容は以上です。この要項の施行については、卒業アルバム代等の追加については、本年 1 月 1 日から施行することとし、今年度の卒業生については対象としてまいります。

また、給食費にかかる改正については、徴収方法が変更となる 4 月 1 日を施行日としております。

以上でございます。



【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項①について、ご質問等ございませんか。

瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 非常に細かいところでお聞きしたいのですが、第9条の第5項の文面ですが、今、説明がありましたように、通学費、体育実技用具、機器及び卒業アルバム代のうち、通学費にあつては定期券と、それから体育実技用具及び卒業アルバム代にあつては、当該用具を購入したこと、または購入することを称する学校長の証明とあるのですが、何かちょっとひっかかるのです。そうすると、この前の文を受けて当該用具を購入したこととなるのです。

要するに、単純に体育実技用具の後に卒業アルバムを足し算しているのですが、次に、受けている文章が用具になっているわけです。何か変な感じしませんかね。それを受けての当該用具を消してもいいのですよ。購入したこと、また購入することを称する学校長の証明でもいいし、何か付けたいというのだったら、それらを購入するとか。アルバムが当該用具というのはしっくりこないなというのが一つ。

その次の第6項ですか。学校給食については、学校長に給付するのを市長に給付するという表現になっています。何かこれもちょうとしっくり来ないなと思います。これ、主語は「市」ですよ。市が市長に給付するって何か変ですよ。市長が指定する口座を通じて、最終的に給食センターに支給する、お金を払い込むわけでしょう。素直にそういうふうな表現をすればいいのではないかというのが私の意見です。

【西村教育長】 小池主席参事、お願いします。

【小池学校教育課首席参事】 これにつきましては、今ご意見いただいたのはごもっともだと思います。申し訳ございません。

この表現の内容について、もう一度市の例規担当と話をさせていただきます。内容については、今おっしゃっていただいたとおり、「当該用具」という表現が確かに違和感を持つのと、「市長に対し」というのが「市長の指定する口座」という表現になるのか、これが適正なのか、この表現とか法令の解釈のとり方については、もう一度、例規担当と確認させていただきます。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。

【瀬古委員】 はい、よろしくお願いします。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。

はい、荒川委員、どうぞ。

【荒川委員】 すみません。参考までに教えていただきたいのですが、現状、卒業アルバム代の支払いがとてもお困りだったというのがあるのでしょうか。

一冊結構高いと思うのですが、それをここへ追加して、これに伴って就学援助費の増額を考えておられるのでしょうか。

【西村教育長】 小池主席参事、お願いします。

【小池学校教育課主席参事】 この国の改正がありまして、各学校には照会をしております。過去に家庭の事情で卒業アルバムを購入することを事態した方がおられるか、また購入をしていたが、支払いができていない方がおられるかというのは、参考にさせていただきましたが、過去にはそういうこともあったようですが、今現状、ここ数年ではないということでございます。

ただ、あくまでもこれは国が範囲に含んでいただいたということで、含めなければならぬというものではなく、範囲として含めますということで、あとは各市町の教育委員会の判断に委ねられ、市教委として必要ではないと判断をして、今回改正をさせていただいた案でございます。

卒業アルバム費については、概ね 1 万円程度とお聞きしております。それについては、今年度及び来年度の予算措置をさせていただいて、就学援助費として支給をしていきたいと考えております。

【西村教育長】 荒川委員、よろしいですか。

【荒川委員】 はい、ありがとうございます。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、次に移ります。報告事項②、第二期野洲市子ども子育て支援事業計画（案）に係るパブリックコメントの結果について、事務局より説明をお願いします。

井狩課長、お願いします。

【井狩こども課長】 こども課の井狩でございます。報告事項②、第二期野洲市子ども子育て支援事業計画（案）に係るパブリックコメントの結果について、ご報告を申し上げます。報告事項の 13 ページをご覧ください。

本計画案につきまして、令和元年 12 月 23 日月曜日から令和 2 年 1 月 14 日火曜日の 23 日間に渡りまして、パブリックコメントを実施したところですが、市民の皆さんからのご意見等の提出はなかったことをご報告するとともに、パブリックコメントの要件を具備しないその他の意見が 4 件あったことを併せてご報告申し上げます。

なお、パブリックコメントの要件を具備しないその他の意見につきましては、報告事項の 16 ページ、野洲市パブリックコメント手続き実施要綱第 8 条第 2 項に規定する住所及び氏名並びに連絡先の明記がございませんでしたので、パブリックコメントの手続きにおける意見として取り扱いをしないということでございます。

ただ、貴重なご意見であることを踏まえて、来る 1 月 24 日に開催を予定しております、野洲市子育て支援会議でご報告等を行う予定です。

また、今後の予定といたしましては、このパブリックコメントの結果を踏まえまして、子育て支援会議におきまして最終審議をいただいたうえで、当該事業計画案としてまとめまして、教育委員会定例会並びに市議会定例会のほうに上程する予定をしているところでございます。

以上、簡単でございますが、ご報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項②について、ご質問等ございませんか。

瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 子ども・子育て支援事業計画というのは、市民生活に密接に関係し、2年間にわたって検討されたものですね。前回もこの委員会でもいろいろと議論をさせていただきましたが、にもかかわらず、意見の提出がないというのは非常に残念だなという感じを持ちます。市民の皆さんは、このパブコメ制度を知らないのか、知っていても、意見を言っても甲斐がないなというか、その意見が反映されるようでもないし、言っても無駄だなというふうに思っておられるか、そのあたりどうなのでしょうね。こういう計画案に対して市民からの意見は全くといっていいほどない。

今、話がありましたように、無記名の意見はありました。しかし、それは要件に該当しないので、意見としては取り上げませんよということですね。お聞きしておきたいのですが、意見4件ですが、それは同じ方なのか、別の方かも分かりませんので、その辺もお聞きしたうえで、この人たちが幼稚園を残してほしいと言っておられる理由、背景を書いておられるのかどうか、その辺を教えてほしいのと、もし要件が満たさないからということで、これに対して当局の回答はないわけです。

しかし、私としては、そういうふうにおっしゃっている意見に対して、参考までに市教育委員会事務局としての回答をお聞きしたいなど。

この二つについて、よろしくをお願いします。

【西村教育長】 はい、井狩課長、お願いします。

【井狩こども課長】 こども課の井狩でございます。

まずパブリックコメントでございますが、先ほど申し上げた野洲市パブリックコメント手続実施要綱に従って実施をさせていただいたところでございます。もちろん、可能な範囲の中で市民の方に周知というような形でさせていただいたところでございます。

例えば、広報であったり、ホームページであったり等々でご意見を頂戴するような手法はとらせていただいたわけですが、残念ながらご意見としてはなかったというような状況でございます。

また、パブリックコメントの要件を具備しないその他の意見として4件ございましたが、字を見させていただいたなかからすると、4件とも異なった方がご意見として出しているというような状況かなと思います。

先ほど申し上げたとおり、無記名でございますので、推測の域を脱しないわけですが、そういった状況でございます。

また、内容ですが、ご指摘、ご意見があったとおり、野洲幼稚園と幼稚園の存続というところをご要望、ご意見としていただいているところでございます。

現在、野洲市の就学前の子どもたちの就園の状況でございますが、これは過日の定例教

育委員会のほうでも何度かお話をさせていただいたかと思うのですが、保育所のニーズが非常に高まっている状況でございます。

一方、幼稚園のニーズは減ってきているという状況です。そして、人口トレンドでございますが、現段階、微減というような形でございますが、10年、20年先はやはり少子化というところが見えてくる状況です。そして、施設から見てみますと、野洲幼稚園、野洲駅南口整備構想等々もされている状況の中で、園自体も古くなっている状況でございます。また、野洲駅周辺を中心とした市街化区域においては、住宅地が密集していることもございまして、保育所のニーズは非常に高まっている状況でございます。

そういったところを鑑みただ中で、やはりできるだけコストを下げた形、そして現に見えている老朽化している施設を建て替えなければならないという状況の中で、どの選択肢を選んでいくかということになってこようかと思っております。

そういった中で、本計画の中では、一つ大きな選択肢として必要な施設である野洲幼稚園を移転しなければならない。

また、保育所のニーズが増加しているという状況を鑑みただ中では、こども園というところを大きな選択肢として考えているところです。

そういったところをくみ取った中でご意見をいただいているのではなかろうかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 意見としておっしゃっているのは、幼稚園、こども園、保育園、それぞれの家庭の事情というのがあるのだと思うのですね。それで、選択肢として選べる道を残してほしいということをおっしゃっているわけですね。これに対しては、今いろいろおっしゃったが、それはどうなのでしょう。

【西村教育長】 井狩課長、お願いします。

【井狩こども課長】 今般の子ども・子育て支援事業計画につきましては、数字的なもので計画を立てさせていただいています。もちろん、先ほど申し上げた大きな選択肢というものも視野に入れた形になってございますが、具体的な施設整備というところがございます。いわゆるアクションプランという形になろうかと思っておりますが、その計画を踏まえた中で、具体的に制定していきたいと考えております。

したがって、その移転等々のことも踏まえた中で、具体的な計画をまたご提示できるよう、もちろん意見を子育て支援会議の中で議論を行い、情報等々の提供をしつつ、あるいは協議をしつつ定めてまいりたいと考えているところです。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。

【瀬古委員】 はい。要件を具備する意見がゼロの中で、今のお話だと4名の方の意見ということですね。他の意見がない中で、そういう意見が出ているわけですから、今後子育て支援会議の中でも、ぜひそのあたりを説明して議論の俎上にのせていただきたいと思います。

し上げておきます。

【西村教育長】 それでは、ほかにご質問等ございませんか。

よろしいですか。

それでは、次に移ります。報告事項③、第3次野洲市子どもの読書活動推進計画（案）に係るパブリックコメントの実施について、事務局より説明をお願いいたします。

田中課長、お願いします。

【田中生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課、田中です。

報告事項③、第3次野洲市子どもの読書活動推進計画（案）に係るパブリックコメントの実施についてご報告させていただきます。報告資料のほうは18ページからでございます。

かねてよりご協議いただいております第3次野洲市子どもの読書活動推進計画につきましては、ここにごございますように、パブリックコメントを実施いたしますので、ご報告させていただきます。

意見募集の期間としましては、来月2月1日から2月21日までの21日間、閲覧募集につきましては、生涯学習スポーツ課ほか、ご覧のとおりでございます。

意見の提出方法あるいは意見の提出先は、こちらにごございますとおりです。意見等の公表につきましても、こちらにありますように、個別回答はしませんので、後日意見に対する回答を市のホームページで公表するという形で書かせていただいております。

なお、11月にご協議いただきまして以降、社会教育委員会議または庁議を経まして変更がありました点につきまして、ご報告を併せてさせていただきます。

資料21ページから本編がございます。こちらにつきましては字句修正をさせていただいておりますので、大きな変更点はございません。

21ページから始まりまして32ページまでは11月にご報告してご協議いただいたときにご覧いただいております。33ページ以降については資料編ということで、第2次計画での目標値から見た課題を書き加えさせていただいております。これもあわせてパブリックコメントという形で、市民の皆様にはご提示させていただこうと考えております。

なお、パブリックコメントでいただいたご意見を集約した後に、3月教育委員会定例会で再度上程させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項③について、ご質問等ございませんか。

荒川委員、どうぞ。

【荒川委員】 確認ですが、この33ページからの資料というのは付けられるのですか。

【西村教育長】 田中課長。

【田中生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課、田中です。

はい、付けさせていただいてと考えております。

【西村教育長】 荒川委員、どうぞ。

【荒川委員】 この資料のほうをちょっと見せていただいでいて、ちょっと教えていた  
だきたいのですが、この例えば園児一人当たりの蔵書。

【西村教育長】 ページは。

【荒川委員】 ごめんなさい。34 ページの園児一人当たりの蔵書冊数というのが平成 19  
年は策定前は 14 冊であった。23 年は 1 次計画の達成値が 14 冊、30 年も 14 冊、2 次計画  
の目標は 16 冊に設定しておいたが、30 年の 2 次の計画のときには 14 冊であったと理解す  
ればいいんですね。

そうしたときに、朝の読書率の実施率になってくると、小学校は 2 次計画では 100% の目  
標値を持っていたのだが、55% しか実施できていないということになりますよね。そうい  
うふうに見ていったときに、気になったのは最後の 32 ページの野洲図書館の子ども一人当  
たりの児童図書の貸出冊数は年間、これ計算式が変わったから 27.2 冊になったのですよね。  
それが資料の 36 ページのほうでは、2 次計画は 21 冊を目標にしていたのですが、18.2 冊  
になっているのが実績ですよね。それを今度同じ目標内容で 30 年度の達成が 27.2 冊にな  
って、令和 6 年の第 3 次計画の目標は 28 冊になっているのですが、計算式が違うというこ  
とは読めば分かるのですが、市民の皆さんが「あれ」と思われるかなということも思った  
ので、例えばですが、32 ページの 27.2 冊というのをなくして、令和 6 年は計算式を変えて  
目標を 28 冊にしますというふうにしてもいいのかなと思ったりもしました。

もう一つ教えていただきたいのは、先ほどのこども課からもパブリックコメントのお話  
がありました。それにこちらの子どもの読書活動推進計画もパブリックコメントをされる  
わけですが、どうなのでしょう。市民の皆さんは無記名だったら意見として取り上げな  
いですよということをご理解のうえで、先ほどの 4 人の方もご意見をだしておられるとい  
うふうに理解していいのでしょうか。

資料でいうと、18 ページですね。パブリックコメントの実施について、もう広報に出て  
いるのだと思いますが、出ましたか。

【田中生涯学習スポーツ課長】 2 月号に。

【荒川委員】 2 月号に出るのですね。意見の提出の方法として、住所氏名、電話番号、  
意見を記入のうたと書いてあるので、当然書かなきゃいけないのだろうと理解される方  
と、なしで出された場合の取扱いについてのことがここに書いてないので、先ほどの 4 件  
にしても一生懸命書いたのにといい思いが残らないだろうかなということも思いました。  
だから、同じように、せつかくパブリックコメントをこの読書活動の推進計画のほうで出  
されたときに、また同じような住所氏名も何か書いてない意見が出てきた場合、また同じ  
取扱いになってしまうのかということも気にはしました。そういうふう手順を踏むので  
すよということをご理解しておればいいのですが、何かもう少し市民の皆さんにとっては身  
近なパブリックコメントというか、満足のできるパブリックコメントになればいいなとい  
う私の希望です。

すみません。

【西村教育長】 はい、田中課長、お願いします。

【田中生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課、田中です。

荒川委員さんのほうから今ご指摘がありました資料を付けたことについて、かえって分かりにくいというご指摘ですが、資料のとり方が少しずつ違って、この資料を付けないという選択肢もちょっと考えては見たのですが、やはりこれを付けたほうが2次計画の振返りと。定例会でも何度かご指摘をいただいておりますので、書かせていただくほうがいいのではないかなという判断で、2次計画時での目標値について一覧を付けさせてもらって、若干コメントを付けさせていただいたという状況です。

あえて、資料編というふうに分けさせていただいたのは、逆にこの本編のほうに載せてしまうと、おっしゃるように非常に分かりづらい資料になってしまいますので、あえて資料編ということで、2次計画までは、この指標を使っていましたが、ページを変え、資料編という形で付けさせていただいております。

おっしゃっていただいたように、見ていただくと一定ご理解いただけるような形にはさせていただいておりますので、そのあたりはまたご意見として次期計画、あるいは3次計画の見直し時でも、もう少しコメントを付け加えるなどはできるかなと思います。

ただ、今ここでとかそういう部分については、この資料編はあえて付けた状態で庁議にもかけさせていただいておりますので、ご了承いただければというところです。

もちろんこういうご指摘をいただいたということは持ち帰りまして、課内で共有しながら次のステップにさせていただければと思います。

あともう一つ、ご意見いただいておりますパブリックコメントの意見の聴取のあり方になってくるかと思えます。パブリックコメント全体の中で確かに庁議でも意見は出ております。

ちょっと政策監のほうに変わります。

【西村教育長】 赤坂政策監。

【赤坂教育部政策監】 先ほど子ども課の関係がございまして、私のほうから説明させていただきます。

パブリックコメントの取り扱いで、先ほど瀬古委員も一緒のことをおっしゃいましたが、こちらのほうは住所氏名をしっかりと書いてくださいねということに対して書いていない意見をどうするかと。基本的には書いてくれと言っているのに具備していないということで、先ほどの表記、2段書きでその他意見として扱うと。書いてある内容がその内容を見て重要であるとか、誹謗中傷するような批判するような意見だったらあれなのですが、中身について必要があれば、先ほど言いましたように、子育て支援会議において、こういう意見がございましたと報告し、市の考えを伝えて委員の方からもご意見をお聞かせいただく予定をしています。

それと、パブリックコメントのそもそもの考え方の中で、今回このような事例が出ましたので、部長会議の中で今後、名前を書いてなかったら全てオミットするのかということ

の考えをもう一度整理するというので、所管課の広報秘書課で協議をさせていただいているところです。

今回については、先ほどのこども課の報告通り対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【西村教育長】 荒川委員、よろしいですか。

はい。ほかにご質問等ございませんか。よろしいですか。

それでは、次に移ります。令和元年度第3回社会教育委員会議の概要報告について、事務局より説明をお願いいたします。

田中課長、お願いします。

【田中生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課、田中です。報告事項④、令和元年度第3回社会教育委員会議につきまして、概要報告をさせていただきます。

昨年12月13日に午前10時から会議を行いました。議事につきましては、こちらにございますように、先ほどご説明させていただきました第3次野洲市子ども読書活動推進計画の策定について事務局より説明させていただきました、変更箇所について説明させていただいた後、皆様からこういったご意見を頂戴いたしております。

また、次の議題といたしましては、子ども読書活動推進計画の策定スケジュールにつきまして、今後の予定としましてパブリックコメントをしますということで、ご報告させていただきます。

また、三つ目の議題といたしまして、野洲市生涯学習振興計画、これは昨年度策定させていただきましたものですが、この中のめざす姿、次代の地域の担い手の育成について委員の皆様との意見交換という形で進めていただいております。主な意見はここに書かせていただいておりますが、子どもたちが地域に帰ってくるためには、どのように大人が働きかけていけばいいのかといったことを、積極的にご意見を頂戴したところです。

四つ目、これは社会福祉課から依頼がありました、野洲市地域福祉計画の策定委員の推薦についてということで、水島副委員長を推薦することを決しました。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

【西村教育長】 一つ訂正をいたします。今の社会教育委員会議の報告ですね。これを報告事項④というのを言い忘れておりましたので、訂正したいと思います。

ただいま事務局より説明がありました報告事項④について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑤、令和元年度第3回図書館協議会の概要報告について、事務局より説明をお願いいたします。

宇都宮館長、お願いします。

【宇都宮野洲図書館長】 令和元年度第3回図書館協議会の概要報告をさせていただきます。

4ページをご覧ください。1月9日に第3回の図書館協議会を開催いたしました。議事と



しましては、平成 30 年度の図書館の評価について、外部評価していただいたものを最終確認いたしました。参考資料として別紙で付けております。

2 番目の議事は、図書館の利用状況の推移について協議していただきました。この議題につきましては、委員のほうから図書館の利用が減少する傾向にあるということなので、もう少し分析をして、もっと利用を上げる方法を委員の中からもアイデアを出していくようにしたいというご提案がありましたので協議いたしました。

いくつも意見を言っていただきましたが、特に図書館への交通アクセスが悪いというご意見をたくさんいただきました。車でないとなかなか行けない。特に日曜日はバスもコミュニティバスの運行もないので、なかなか行けないというようなご意見もいただきました。身近な方で本に興味がないわけではないが、行きたくても行けないという方がたくさんいるというご意見もいただきました。

それから、今年度の事業報告、11 月、12 月の実施事業の報告ですとか、11 月に開催されました滋賀県の公共図書館協議会の交流会について野洲の図書館協議会委員様も参加されましたので、ご意見、ご感想などを報告していただきました。

簡単ですが、以上、報告といたします。

**【西村教育長】** ただいま事務局より説明がありました報告事項⑤について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。

報告事項⑥、職員の任免等について、事務局より説明をお願いします。

川端次長、お願いします。

**【川端教育部次長】** 教育部、川端でございます。

45 ページ、職員の任免等について。

本日の報告では、職員許可、承認等一覧、最下段にございますが、分限休職延長承認、正規職員 1 名を報告するものでございます。許可の期間につきましては、令和 2 年 1 月 1 日から 4 月 30 日までとなっております。

以上です。

**【西村教育長】** ただいま事務局より説明がありました報告事項⑥について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

それでは、報告事項⑦、令和元年度小中学校 I C T 推進の取り組みについて、事務局より説明をお願いいたします。

小池主席参事をお願いします。

**【小池学校教育課主席参事】** それでは、報告事項⑦、小中学校 I C T 推進の取り組みについて報告をさせていただきます。紙につきましては、1 枚ものでカラー刷りですが、付けております。

資料に基づきまして大きく二つ、情報教育と働き方改革に分けて説明をさせていただきます。

まず左側、情報教育につきまして今年度、小中学校 9 校全てのパソコン教室の機器の入れかえを行っております。これは機器の経年劣化やOSのサポート終了によるものでございます。これまでデスクトップ型のパソコンを使用しておりましたが、新しくツインワンと呼ばれるもので、パソコン教室においてはモニターとキーボードを接続して、普通のデスクトップパソコンとして調べ学習やプログラミング学習などに使っていただいております。また、切り離すとタブレットタイプになりますので、これを普通教室等で班別学習などに使用をしていただいております。整備体制については、9 校とも各校 50 台ずつとなっております。

なお、ちょっと飛びまして下のほうにございますように、来月 2 月 25 日に三上小学校において、このタブレットを活用した公開授業を行う予定でございます。教育委員の皆さんには改めてご案内をさせていただきますが、時間の許します限り、ご参加いただければと考えております。

また次、教育ICTの推進のところなのですが、昨年末に政府が今年度の補正予算案として、GIGAスクール構想を打ち出しまして、令和 5 年度までに児童生徒、一人 1 台の整備を求めています。特に今年度はその基盤整備をするように求められておりますので、現在、市の財政部局と協議を進めているところでございます。

次に、右側の働き方改革に係る取り組みでございます。本市の学校現場では、これまで校務支援システムの導入ができておりませんでした。今年度、教員等で組織する学校ICT検討委員会においても、その必要性を確認しましたので、昨年末に各社の提案、プロポーザル等を実施し、最優先候補者を決定し、現在その中で導入を決め、その仕様を調整しているところでございます。システムにつきましては成績処理、出欠管理などの教務系、健康診断、保健室来室管理の保健系、徴収金管理や給食の食数管理などの学校事務系などの全ての機能を包含したものを年度内に設備して、来年度 4 月から順次以降をしていく予定でございます。

システムの活用によりまして、教職員の負担を軽減し、子どもたちと向き合っていく時間を増やすということが真の目的ではございますが、この導入の効果の指標としましては、教職員、年間一人当たり 100 時間以上の超過勤務時間削減を目指してまいりたいと考えております。

次に裏面に参りまして、具体的な昨年度からの整備内容をお示ししております。ご承知いただいていると存じますが、昨年度、平成 30 年度は教職員のパソコン 362 台及び教室の大型モニター 213 台を整理しております。これによりまして、デジタル教科書とか教材等を活用した事業が野洲市では始まっております。今年度につきましては、先ほど申し上げた内容でございます。

今後ということですが、校内高速大容量通信ネットワークの整備を現在のところ、今年度の補正がしたいと検討を進めているところでございます。事業費は約 1 億円を超えてくるものと考えております。

また、一人 1 台の端末配分につきましても、国が示す共同調達も視野に入れながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑦について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、次に、日程第 7、その他事項に移ります。

角副館長お願いします。

【角歴史民俗博物館副館長】 歴史民俗博物館副館長の角と申します。日程の第 7、その他といたしまして、当館の催し案内をさせていただきます。お配りしましたチラシをご覧ください。

2月8日から3月8日まで開催します郷土史展「野洲の消防ー暮らしを守る人々と道具ー」でございます。野洲市における近代の消防組織の古記録と昔の消防道具を紹介する展示です。期間中の2月15日土曜日の午後には、東消防署並びに野洲市消防団のご協力をいただきまして、消防車両の見学会やお子様向けの防火服の着用体験、担当学芸員による展示解説を行います。委員の皆様、何かとお忙しいとは存じますが、ご来館いただければ幸いです。

以上です。

【西村教育長】 ほかに何かございませんか。

進藤次長。

【進藤教育部次長】 文化財保護課からのご案内です。

2月1日土曜日の14時から永原御殿跡の成果報告会を妓王まちづくり推進協議会と共催で行います。会場はコミセンぎおうの大ホールです。永原御殿跡調査委員会委員長の山岸常人先生に「永原御殿の施設の特質」と題し、御殿跡にどういった建物が建っていたのかというご講演を予定しておりますので、お時間ございましたらご参加いただきますようお願いいたします。

【西村教育長】 2月1日の14時ですか。はい。コミセンぎおうということですので、よろしくをお願いします。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

ないようですので、次に日程協議に移ります。まず、2月教育委員会定例会は2月14日金曜日、午後1時30分より人権センター2階じんけん交流研修室で開催しますので、よろしくようお願いいたします。

次に、3月教育委員会定例会の日程についてお伺いします。3月教育委員会定例会は3月18日水曜日、午後1時30分より人権センターじんけん交流研修室で開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】      ご異議なしと認めます。

よって、3月教育委員会定例会は3月18日水曜日、午後1時30分より人権センター2階じんけん交流研修室で開催しますので、よろしくお願いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これもちまして本日の会議を閉会します。

お疲れさまでした。

— 了 —